

## 第2号議案 社員配当金割当ての件

保険約款に社員配当金割当て規定のある保険契約に対して、平成19年度決算にもとづく社員配当金は、その保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

### I. 個人保険および個人年金保険

#### 1. 通常配当

- (1) 個人保険および個人年金保険（ただし、5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付医療保険および利率変動積立型終身保険を除きます。）

契約毎に次のア. からカ. までの合計額とします。

ただし、ア.、イ.、ウ.、エ.、オ.、カ. および「2. 特別配当 (3)にもとづく年金支払開始後の契約に対する特別配当」の合計額が負値となるときは、これを零とします。

#### ア. 利差配当等

責任準備金に別表1に定める利差配当率を乗じた額

ただし、変額保険の特別勘定部分を除きます。

また、所定の年数を経過した契約に加算する配当は零とします。

#### イ. 死差配当

別表2に定める額

ただし、年金支払開始後の契約を除きます。

#### ウ. 費差配当

零とします。

また、配当回数4回目以降の保険料払込中の契約に対して、契約単位で死亡保険金2,000万円超の部分についても零とします。

さらに、終身保険および養老保険等の死亡保険金500万円超の部分に対しても、零とします。

#### エ. 災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含みます。）に対する配当

別表3に定める額

#### オ. 疾病関係特約に対する配当

別表4に定める額

#### カ. その他の特約に対する配当

別表5に定める額

(2) 5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険および5年ごと利差配当付医療保険

5年ごとの応当日が到来する契約および所定の年数を経過して消滅する契約については、契約日または直前の5年ごとの応当日以降、平成19年度末までの各事業年度末に割振られた利差配当の合計額に所要の調整を行った額を割り当てます（負値となる場合は零とします。）。

ただし、解約、減額等により消滅する契約については、この額に75%を乗じた額を割当てます。

なお、平成19年度決算にもとづく割振額は、責任準備金（ただし5年ごと利差配当付医療保険のうち、無事故給付金のある契約については、当該部分を除いたものとします。）に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

(3) 利率変動積立型終身保険

責任準備金に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

## 2. 特別配当

会社所定の年数を経過した契約に対して、次の(1)、(2)および(3)の額とします。

(1) 社員配当金特殊支払特則による払済養老保険買増しのための特別配当

零とします。

(2) 消滅時特別配当

零とします。

(3) 年金支払開始後の契約に対する特別配当

零とします。

## II. 団体定期保険および総合福祉団体定期保険

### 1. 団体定期保険

被保険者数に応じて、死差益に14%ないし97%を乗じた額とします。

ただし、加入率に応じて所定の配当率調整を行います。

団体定期保険年金払特約については、責任準備金に利差配当率（1.50%－予定利率）を乗じた額とします（負値となる場合は零とします。）。

### 2. 総合福祉団体定期保険

被保険者数および収支状況に応じて、死差益に14%ないし98.7%を乗じた額とします。

総合福祉団体定期保険年金払特約については、責任準備金に利差配当率（1.50%－予定利率）を乗じた額とします（負値となる場合は零とします。）。

### Ⅲ. 団体信用生命保険

被保険者数に応じて、死差益に10%ないし97%を乗じた額とします。

ただし、3大疾病保障特約が付加されている団体信用生命保険については、「死亡・高度障害部分」と「死亡・高度障害・3大疾病部分」を区分して適用し、「死亡・高度障害部分」については、死差益に10%ないし97%を乗じた額、「死亡・高度障害・3大疾病部分」については、死差益に7%ないし85%を乗じた額とします。

### Ⅳ. 団体終身保険（約款の規定にもとづき、個人扱被保険者に移行した契約）

次の1. および2. の合計額とします（負値となる場合は零とします。）。

1. 利差配当 責任準備金に利差配当率（1.35%－予定利率）を乗じた額
2. 死差配当 別表2に定める額

### Ⅴ. 心身障害者扶養者生命保険

次の1. および2. の合計額とします（負値となる場合は零とします。）。

1. 経過保険料積立金に利差配当率（1.55%－予定利率）を乗じた額
2. 死差益に95%を乗じた額

### Ⅵ. 企業年金保険、新企業年金保険および拠出型企業年金保険

次の1. から5. の合計額とします（負値となる場合は零とします。）。

1. 経過責任準備金に利差配当率（0.75%－予定利率）を乗じた額
2. 被保険者数に応じた死差配当額は零とします。
3. 被保険者数に応じた費差配当額は零とします。
4. 責任準備金関係損益に係る配当額は零とします。
5. 特別配当は零とします。

### Ⅶ. 勤労者財産形成給付金保険、勤労者財産形成貯蓄積立保険および財形住宅貯蓄積立保険

零とします。

## VIII. 財形年金保険

### 1. 通常配当（利差配当等）

- (1) 年金支払開始日以前の契約  
零とします。
- (2) 年金支払開始日後の契約  
零とします。

### 2. 特別配当

零とします。

## IX. 財形年金積立保険

零とします。

## X. 医療保障保険

### 1. 医療保障保険（個人型）

次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 死亡保険金に死差配当率（年齢に応じて 10万円につき 1円ないし78円）を乗じた額
- (2) 災害入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 50円  
疾病入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 90円ないし590円

### 2. 医療保障保険（団体型）

被保険者数に応じて、死差益に25%ないし70%を乗じた額とします。

## XI. 団体就業不能保障保険

被保険者数に応じて、死差益に10%ないし30%を乗じた額とします。

別表 1

## 利 差 配 当 率 等

対 象 契 約	利差配当率等
① 個人保険および個人年金保険（ただし以下の②～⑦を除く）	
予定利率 3 % 以下の契約	1.75%－予定利率
予定利率 3 % 超 4 % 以下の契約	1.55%－予定利率
予定利率 4 % 超の契約	1.35%－予定利率
② 平成 7 年 10 月 2 日以後の普通養老保険の一時払契約	1.50%－予定利率
③ 平成 10 年 6 月 2 日以後の個人年金保険および新個人年金保険の一時払契約 （ただし以下の⑦を除く）	1.50%－予定利率
④ 5 年ごと利差配当付個人保険および 5 年ごと利差配当付医療保険 〔ただし以下の⑦および平成 10 年 6 月 2 日以後の 5 年ごと利差配当付普通終身保険の一時払契約を除く〕	1.75%－予定利率
平成 10 年 6 月 2 日以後の 5 年ごと利差配当付普通終身保険の 一時払契約	1.50%－予定利率
⑤ 平成 18 年 9 月 4 日以後の 5 年ごと利差配当付新一時払個人年金保険	1.50%－予定利率
⑥ 利率変動積立型終身保険	1.50%－予定利率
⑦ 年金開始後契約（個人年金保険、新個人年金保険および年金移行特約等）	1.50%－予定利率

注. 予定利率とは、保険料の計算に用いた利率であり、契約締結の時期、保険種類、保険料払込期間および保険期間によって異なります。

別表 2

## 死 差 配 当 額 ( 例 表 )

(危険保険金 10 万円について、単位：円)

契約締結時期	性別	年 齢						
		10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
昭和 39 年 3 月 31 日以前	男子	99	237	357	419	736	1,530	3,240
	女子	102	289	383	469	883	2,090	4,705
昭和 39 年 4 月 1 日以後 昭和 44 年 5 月 31 日以前	男子	66	159	208	263	567	1,220	2,730
	女子	69	211	234	313	714	1,780	4,195
昭和 44 年 6 月 1 日以後 昭和 49 年 4 月 30 日以前	男子	76	108	102	186	439	995	2,545
	女子	79	160	128	236	586	1,560	4,010
昭和 49 年 5 月 1 日以後 昭和 51 年 3 月 1 日以前	男子	44	76	62	110	171	290	705
	女子	47	128	88	160	318	855	2,165
昭和 51 年 3 月 2 日以後 昭和 56 年 4 月 1 日以前	男子	44	76	62	110	171	290	705
	女子	47	98	88	105	158	410	970
昭和 56 年 4 月 2 日以後 昭和 60 年 4 月 1 日以前	男子	27	59	22	61	106	125	360
	女子	19	24	26	52	72	140	320
昭和 60 年 4 月 2 日以後 平成 2 年 4 月 1 日以前	男子	12	38	6	30	103	103	103
	女子	5	15	5	30	37	37	37
平成 2 年 4 月 2 日以後 平成 8 年 4 月 1 日以前	男子	6	38	5	24	86	86	127
	女子	5	11	4	17	24	39	163
平成 8 年 4 月 2 日以後	(転換契約以外) 男子	2	33	3	13	23	67	90
	女子	1	4	0	12	24	27	15
平成 11 年 4 月 1 日以前	(転換契約) 男子	1	29	0	9	15	67	90
	女子	1	3	0	8	23	16	0
平成 11 年 4 月 2 日以後 平成 19 年 4 月 1 日以前	男子	2	33	3	13	23	67	90
	女子	1	4	0	12	24	27	15
平成 19 年 4 月 2 日以後	男子	1	3	5	5	9	9	9
	女子	0	2	0	5	7	2	2

- 注1. 年齢とは、前年度の契約応当日（普通定期保険集団扱特約付普通定期保険、一時払退職後終身保険、平成7年4月2日以後の長期生活保障特約・個人年金保険・個人年金保険増額特約・新個人年金保険・新個人年金保険増額特約の年金開始後契約、年金保険、年金移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、介護保障移行特約 および 個人年金保険介護年金特約については当年度の契約応当日、団体終身保険（約款の規定にもとづき、個人扱被保険者に移行した契約）については当年度の個人扱移行応当日）における被保険者の年齢です。
2. 契約締結時期について、次のとおり読み替えます。
- (1) 有期払込高保障終身保険については、「昭和51年3月2日以後昭和56年4月1日以前」とあるのを「昭和50年10月27日以後昭和56年4月1日以前」と読み替えます。
  - (2) 個人年金保険および個人年金保険増額特約については、「昭和56年4月2日以後昭和60年4月1日以前」とあるのを「昭和61年7月4日以前」と、「昭和60年4月2日以後平成2年4月1日以前」とあるのを「昭和61年7月5日以後平成2年4月1日以前」とそれぞれ読み替えます。
  - (3) 変額保険（終身型）および変額保険（有期型）については、「昭和60年4月2日以後平成2年4月1日以前」とあるのを「昭和61年10月1日以後平成6年4月1日以前」と、「平成2年4月2日以後平成8年4月1日以前」とあるのを「平成6年4月2日以後平成8年4月1日以前」とそれぞれ読み替えます。
3. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険 および 特定疾病保障終身保険増額特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。
- (1) 平成8年4月1日以前の契約および平成8年4月2日以後の配当回数2回目以後の契約  
ア. 男子  
20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円  
イ. 女子  
20歳のとき2円、30歳のとき6円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき79円、70歳のとき191円
  - (2) 平成8年4月2日以後の配当回数1回目の契約  
ア. 男子  
20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円  
イ. 女子  
20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき42円、60歳のとき78円、70歳のとき190円
4. 介護・特定疾病定期保険、介護・特定疾病定期保険特約 および 介護・特定疾病終身保険特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。
- (1) 配当回数1回目の契約  
ア. 男子  
20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき21円、50歳のとき51円、60歳のとき107円、70歳のとき293円  
イ. 女子  
20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき82円、70歳のとき205円

- (2) 配当回数 2 回目以後の契約
- ア. 男子  
20 歳のとき 5 円、30 歳のとき 6 円、40 歳のとき 21 円、50 歳のとき 51 円、60 歳のとき 107 円、70 歳のとき 293 円
- イ. 女子  
20 歳のとき 2 円、30 歳のとき 6 円、40 歳のとき 15 円、50 歳のとき 44 円、60 歳のとき 82 円、70 歳のとき 206 円
5. 新個人年金保険および新個人年金保険増額特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を零とします。
6. 団体終身保険（約款の規定にもとづき、個人扱被保険者に移行した契約）においては上表にかかわらず、「昭和 51 年 3 月 2 日以後昭和 56 年 4 月 1 日以前」の男子の死差配当額とします。



別表 3 (1)

災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む。）に対する配当額（1）

(災害保険金 10 万円について)

特 約 種 類	配 当 額		
	男子	女子	
災害特約	120 円	135 円	
災害保障特約、定期保険災害保障特約（総合） および 災害保障特約（総合）	128 円	165 円	
交通災害保障特約	88 円	125 円	
家族災害保障特約	118 円		
災害割増特約（昭和 51 年 3 月 1 日以前）、 定期保険災害割増特約 および 災害倍額定期保険特約	53 円	67 円	
災害割増特約（昭和 51 年 3 月 2 日以後 昭和 52 年 12 月 26 日以前）、 災害割増特約(52) および 災害割増特約(56)	24 円	38 円	
災害割増特約(58)	8 円	12 円	
災害割増特約(02)、災害割増特約(05)、災害割増特約(06) および 災害割増特約（平成 11 年 4 月 2 日以後）	3 円		
傷害特約（昭和 52 年 12 月 26 日以前）、傷害特約(52)、 傷害特約(56)、こども傷害特約(53) および こども傷害特約(56)	27 円	46 円	
家族傷害特約	20 円		
家族傷害特約(52) および 家族傷害特約(56)	28 円	22 円	
傷害特約(58) および こども傷害特約(58)	9 円	15 円	
家族傷害特約(58)	19 円	10 円	
傷害特約(60)	本人型	9 円	15 円
	本人・妻子型	32 円	
	本人・妻型	18 円	
	本人・子型	23 円	29 円
傷害特約(02)、傷害特約(05) 傷害特約(06) および 傷害特約（平成 11 年 4 月 2 日以後）	本人型	5 円	
	本人・妻子型	14 円	
	本人・妻型	8 円	
	本人・子型	11 円	
こども傷害特約(02)、こども傷害特約(05)、こども傷害特約(06) および こども傷害特約（平成 11 年 4 月 2 日以後）	5 円		
家族収入保険（A）[* 1]	128 円	165 円	
高保障家族収入保険[* 2]	128 円	165 円	
貯蓄保険の災害部分	3 円		

注 1. [\* 1] は保険金 10 万円についての額とし、[\* 2] は満期保険金 10 万円についての額とします。

2. 家族収入保険（A）にあつては年金原資 10 万円について、高保障家族収入保険にあつては定期保険部分の保険金 10 万円について、それぞれ男子 30 円、女子 45 円を上表の額に加えた額とします。

別表 3 (2)

災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む。）に対する配当額（2）

（入院給付金日額 1,000 円について）

特 約 種 類	配 当 額		
	男子	女子	
災害入院特約（昭和 52 年 12 月 26 日以前） [* 3]	36 円	66 円	
家族災害入院特約 [* 4]	36 円		
災害入院特約(52)、災害入院特約(56)、 こども災害入院特約(53) および こども災害入院特約(56)	180 円	330 円	
家族災害入院特約(52) および 家族災害入院特約(56)	250 円	200 円	
災害入院特約(60)	本人型	180 円	330 円
	本人・妻子型	540 円	
	本人・妻型	230 円	
	本人・子型	490 円	640 円
災害入院特約(62)、災害入院特約(05)、 災害入院特約(06) および 災害入院特約（平成 11 年 4 月 2 日以後）	本人型	50 円	
	本人・妻子型	140 円	
	本人・妻型	80 円	
	本人・子型	110 円	
こども災害入院特約(62)、こども災害入院特約(05) こども災害入院特約(06) および こども災害入院特約（平成 11 年 4 月 2 日以後）	50 円		

注. [\* 3] および [\* 4] は、入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表 4 (1)

疾病関係特約に対する配当額 (1)

(入院給付金日額 1,000 円について)

特 約 種 類		配 当 額	
		男子	女子
手術給付金付疾病入院特約 (昭和 51 年 3 月 1 日以前) [*]		15 円	
手術給付金付疾病入院特約 (昭和 51 年 3 月 2 日以後 昭和 52 年 12 月 26 日以前) [*]		20 円	
手術給付金付疾病入院特約(52) および 手術給付金付こども疾病入院特約(53)		100 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(54)		140 円	80 円
手術給付金付疾病入院特約(56) および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(59)	14 歳以下	200 円	
	15 歳以上 49 歳以下	300 円	
	50 歳以上	100 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(56)		230 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(56)	49 歳以下	360 円	180 円
	50 歳以上	240 円	
手術給付金付疾病入院特約(60)	本人型	14 歳以下	200 円
		15 歳以上 49 歳以下	300 円
		50 歳以上	100 円
	本人・妻子型	49 歳以下	750 円
		50 歳以上	430 円
	本人・妻型	49 歳以下	480 円
		50 歳以上	160 円
	本人・子型	49 歳以下	570 円
50 歳以上		370 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(62)、手術給付金付こども疾病入院特約(05)、手術給付金付こども疾病入院特約(06) および 手術給付金付こども疾病入院特約 (平成 11 年 4 月 2 日以後)		120 円	
成人病入院特約 (昭和 52 年 12 月 26 日以前) [*]		4 円	
成人病入院特約(52)、成人病入院特約(56)		20 円	

注. [\*] は、入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表4 (2)

疾病関係特約に対する配当額 (2) (例表)

1. 手術給付金付疾病入院特約(62)、手術給付金付疾病入院特約(05)、手術給付金付疾病入院特約(06)、手術給付金付疾病入院特約(平成11年4月2日以後)、普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(62)、普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(05)、普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(06)および普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(平成11年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	140 円	180 円	190 円	290 円	430 円	790 円
本人・妻子型	340 円	410 円	430 円	580 円	810 円	1,390 円
本人・妻型	220 円	290 円	310 円	460 円	690 円	1,270 円
本人・子型	260 円	300 円	310 円	410 円	550 円	910 円

2. 成人病入院特約(62)、成人病入院特約(05)、成人病入院特約(06)および成人病入院特約(平成11年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	10 円	10 円	40 円	110 円	210 円	430 円

3. 女性入院特約(06)

(入院給付金日額 1,000 円について)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	40 円	80 円	100 円	100 円	150 円	260 円

別表 5

その他の特約に対する配当額

1. こども通院特約(08) および こども通院特約 の配当額

入院給付金日額 1,000 円について 配当額 80 円

2. 通院特約(05)、通院特約(06) および 通院特約 の配当額 (例表)

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	60 円	60 円	80 円	140 円	230 円	460 円
本人・妻子型	170 円	170 円	200 円	300 円	440 円	810 円
本人・妻型	90 円	90 円	120 円	220 円	360 円	730 円
本人・子型	140 円	140 円	160 円	220 円	310 円	540 円

3. 長期入院特約(07) および 長期入院特約 の配当額 (例表)

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	20 円	50 円	60 円	90 円	150 円	330 円
本人・妻子型	40 円	80 円	100 円	140 円	240 円	530 円
本人・妻型	30 円	70 円	90 円	130 円	230 円	520 円
本人・子型	30 円	60 円	70 円	100 円	160 円	340 円